

博士論文全文のインターネット公表に向けた手続きについて

学位規則（文部科学省令）が一部改正され、2013年4月以降に博士の学位（課程博士・論文博士）を授与された者は、博士論文全文についてインターネットを利用して公表することが義務づけられました。

本学において博士学位を授与された方は、当該博士論文全文を、学位を授与された日から1年以内に本学の「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」を利用してインターネット公表する必要があります。

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容を要約したもの（以下、論文内容の要約※）を公表していただくことになります。

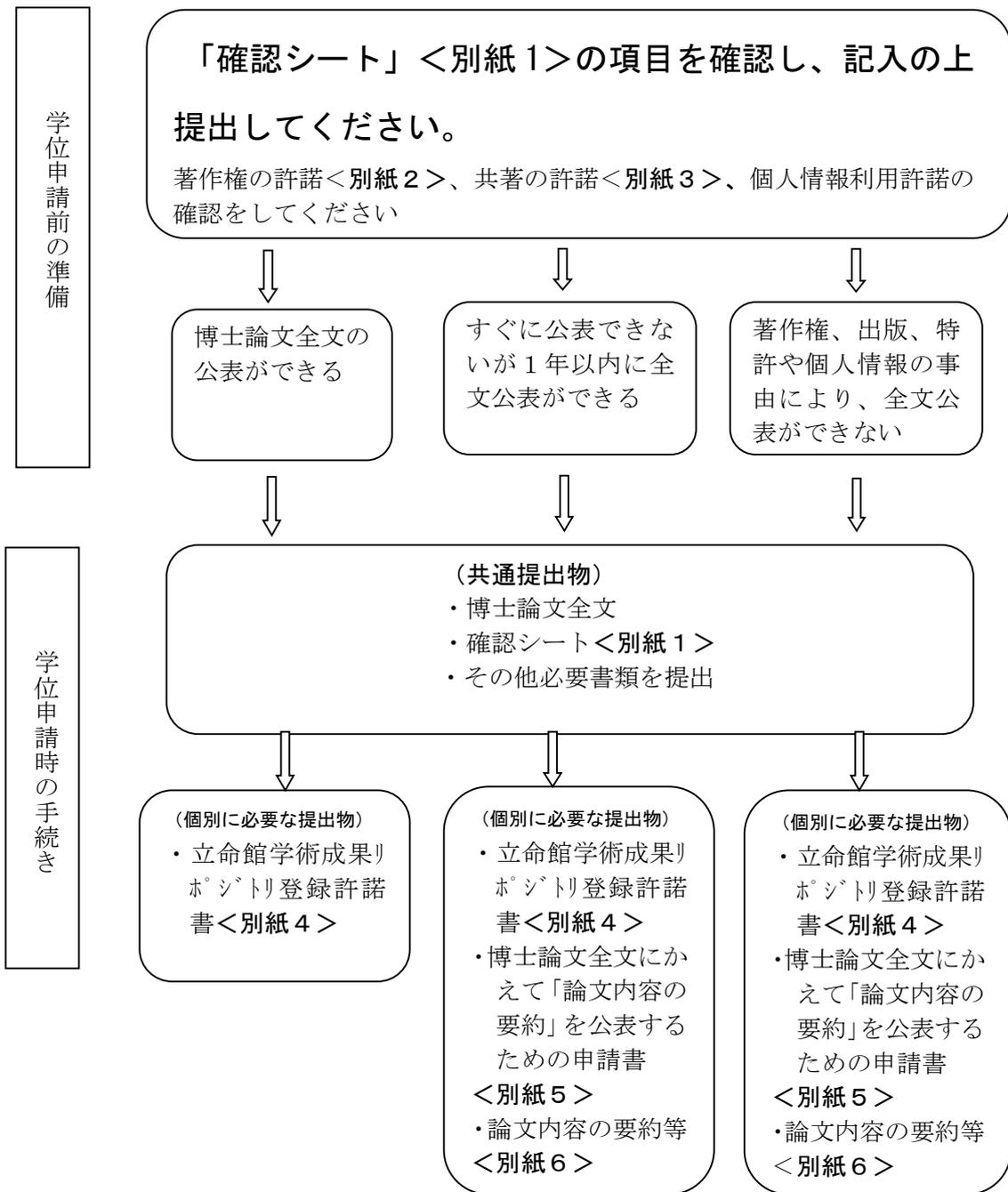
※場合によっては論文内容の要約に加えて、一部を除いた博士論文全文も公表することがあります。

以下は、インターネット公表に向けての一般的な手続き・留意点について記載しています。インターネット公表に関する諸手続きは、博士学位授与者が本人の責任で行う必要があります。

1. 博士論文全文のインターネット公表（事前準備）

博士課程後期課程1回生～3回生の時期に、将来的に博士論文を構成する副論文や、博士論文に関する主な研究成果（学術誌査読論文（ジャーナル））を作成する際、以下の点について事前準備を行ってください。

- ①論文を投稿した学会等に著作権が譲渡されている場合には、著作権等の必要な「許諾」を得るなどの準備を行ってください。
- ②インタビュー・アンケート内容を論文にまとめる際には、適切な個人情報の取り扱いに注意してください。
- ③企業の特許等に関わる研究分野の場合、論文のインターネット公表に関わる留意点を確認してください。
- ④著作権等にかかわる講習会やガイダンスについて、積極的に出席してください。



博士学位の申請を予定されている方は、学位申請時に、「博士論文全文のインターネット公表に関する『確認シート』」＜別紙1＞を提出してください。

この「確認シート」の提出にあたっては、博士論文全文を学位授与後にインターネットを利用して公表（以下、博士論文インターネット公表）できるかどうかを確認し、著作権、特許、秘密情報、個人情報等（以下、著作権等）に関する「許諾」＜別紙2、3＞を得るなどの必要な手続きをしてください。

本学リポジトリにおいて学位論文を公表する際、ご本人の許諾書が必要となりますので、「立命館学術成果リポジトリ登録許諾書」＜別紙4＞を提出してください。

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、論文内容の要約を公表していただくことになりますので、学位授与申請後速やかに「博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書」＜別紙5＞を提出してください。論文内容の要約等については＜別紙6＞を参照願います。

博士論文全文のインターネット公表に関する「確認シート」

1. 博士論文全文を既に他のインターネットサイト等に掲載していますか？ (①はい ②いいえ)

2. 博士論文全文を本学機関リポジトリで公表できますか？

* いずれかに✓印をつけてください

全文公表できる

全文公表に向けて確認が必要である

全文公表できない

* 全てにチェックができれば、次に進んでください

- 立体形状による表現を含まない
- 権利関係(著作権保護、個人情報保護、特許等)にかかわって、公表の問題はない
- 掲載している(する予定の)学術ジャーナル等において、公表の問題はない
- 特許の取得にかかわって、公表の問題はない
- 他の共著者等の許諾等にかかわって、公表の問題はない
- 著書刊行にかかわって、公表の問題はない

* いずれかに✓印をつけてください(複数回答可)

- 権利関係(著作権保護、個人情報保護、特許等)に抵触する可能性があるため(抵触した内容を下記の「その他」に記入してください。)
- 掲載している(する予定の)学術ジャーナル等の許諾等が得られていないため
- 特許の取得(もしくは申請中)にかかわる許諾等が得られていないため
- 学位論文の一部に学術ジャーナル等に投稿した学術論文(共著論文等)が含まれており、他の共著者全員からインターネット公表の許諾等が得られていないため
- 著書刊行される(もしくは手続き中)出版社等の許諾等が得られていないため
- その他()

* いずれかに✓印をつけてください(複数回答可)

- 立体形状による表現を含むため
- 権利関係(著作権保護、個人情報保護、特許等)に抵触するため(抵触した内容を下記の「その他」に記入してください。)
- 掲載している(する予定の)学術ジャーナル等がその他媒体の公表を禁止しているため
- 特許の取得(もしくは申請中)にかかわる許諾等が得られなかったため
- 学位論文の一部に学術ジャーナル等に投稿した学術論文(共著論文等)が含まれており、他の共著者全員からインターネット公表の許諾等が得られなかったため
- 著書刊行される(もしくは手続き中)出版社等の許諾等が得られなかったため
- その他()

学位授与が認められた後に
博士論文(PDF)・許諾書
をご提出ください

* 確認の上、チェックをしてください

- 必ず1年以内に公表の確認をとり、確認が取れ次第、すみやかに大学に報告します
- (公開ができなくなる場合も想定し)要約等、それにかかわる申請書を提出します

* 確認の上、チェックをしてください

- 全文公表できないことが証明される書類等と一部を除いた論文を提出します
 - 全文公表できないことが証明される書類等と要約と一部を除いた論文を提出します
 - 全文公表できないことが証明される書類等と要約を提出します
- ※やむを得ないと大学が承認した場合は、上述の形式で公表することとなります

所属(審査)研究科: _____

研究科 _____

学位申請者氏名: _____

※上記のチェック内容について指導・確認しました。

指導教員氏名(自署): _____

確認日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※乙号の場合は主査が記入

4. 著作権等の必要な「許諾」を得る手続きをしてください

①著作権について

著作権とは、著作物（思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの、例：学術論文）を排他的に支配しうる権利のことで、特許権や工業所有権などと並んで、無体財産権（知的所有権）の一種です。

また、著作権は、出版・放送などの著作物利用の態様に応じて著作者に与えられる権利の総体をいい、この権利から派生的に生ずる権利として、著作権法等では、例えば、複製権、公衆送信権、譲渡権（映画著作物を除く）、貸与権（映画著作物を除く）などの権利を承認しています。

このように、著作物は著作権法によって保護されています。したがって他人の著作物を原稿の一部として“転載”する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要です。また、自分の著作物の利用であっても、著作権が他人に譲渡されている場合は、譲渡先の著作権者（たとえば学協会など）の許諾を必要とします。

対応が不十分な場合、利用許諾の取り消しや損害賠償請求を求められることがありますので、適切な対応によるリスク回避を行う必要があります。

②著作権に関する許諾について

- ・学術論文は、投稿や査読等の段階で、著作権が学協会や出版社に譲渡されるケースが多くあります。このようなケースにおいては、学協会に投稿した学術論文の著作権に関しては、学術論文の最終原稿が学協会に投稿された時点で学会に帰属することになります。
- ・したがって、学位申請者が博士論文インターネット公表を行うに際しては、学協会や出版社に対して、複製権・公衆送信権の許諾を得る必要があります。

③学協会や出版社に対する利用許諾の確認について

著作権が学協会・出版社に譲渡されていても、利用許諾が得られればインターネット公表ができます。学位申請者は、学位申請後（または学位申請前に）速やかに学協会・出版社の著作権ポリシーを確認して、博士論文インターネット公表を行うために必要な利用許諾を得てください。

なお、学協会の著作権ポリシーについては、下記の「学協会著作権ポリシーデータベース：SCPJ」で検索することができます。

<URL : <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp>>

in Japan

ポリシーの検索結果

学協会詳細情報 公益社団法人応用物理学会

名称	公益社団法人応用物理学会 (The Japan Society of Applied Physics)
研究分野	理学 / 工学
ポリシー	■ Blue (査読後論文のみ認める)
出版社の利用	出版社類は 利用できません
公開場所	機関リポジトリ
公開条件	権利表示を行うこと 出典表示を行うこと 出版社類へのリンクを表示すること 事前に照会を行うこと 第三者による機関リポジトリに掲載された著作物の利用は、私的利用(著作権法第30条)および引用(著作権法第32条)の範囲内に限られる旨の表示を行うこと
備考	公開希望論文が下記の条件を満たしている場合に限り、機関リポジトリ等での公開を認める。 (1) 公開の要請が著者によってなされること。 (2) APEXまたはJAAPの場合には、APEX/JAAPを購読している機関であること。 (3) Optical Reviewの場合には、日本光学会の特別会員BまたはC、もしくは賛助会員でOptical Reviewを購読している機関であること。 (4) 著者最終原稿を公開し、英文誌掲載版PDFは公開しないこと。 (5) 論文掲載情報(巻、号、ページ等)を表示すること。 (6) 英文誌オンライン版の当該論文へのリンクを表示すること。 (7) 著作権が応用物理学会に帰属することを明示すること。
データ確認日	2011.05.16
WebサイトURL	http://www.jsap.or.jp/

公益社団法人応用物理学会の学会名鑑はこちら

◎学協会著作権ポリシーデータベースのポリシー区分

- Green 査読前論文・査読後論文どちらも掲載を認める
- Blue 査読後論文のみ掲載を認める
- Yellow 査読前論文のみ掲載を認める
- White 掲載を認めない
- Gray 方針が未定もしくは未回答

<ポリシー確認後の対応>

Green、Blue : 博士論文インターネット公表可能

注1 : 利用許諾条件(公開条件)が設定されているケースは、その条件を確認してください

注2 : 利用許諾にあたって、申請書の提出が必要な場合は、申請書を提出してください(例:下記<見本>参照)

Yellow、White、Gray : 学協会に確認をする必要がありますので、学位申請者自らが問い合わせ等をしてください。なお、確認が困難な場合は、学位申請をされた研究科事務室までご相談ください。

<別紙2>

○申請書の提出を求める学協会（見本）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

公益社団法人 〇〇学会
〇〇 〇〇委員長 殿

機関リポジトリへの論文掲載申請書

貴学会所有の下記著作物を機関リポジトリにて保存・公開する許可をいただきたく、申請いたします。

掲載先（以下、本掲載先）

機関リポジトリ名：立命館学術成果リポジトリ

URL：<http://r-cube.ritsumei.ac.jp/>

管理者名（責任者名、サーバ管理団体など）：立命館大学図書館長 〇〇 〇〇

掲載論文（以下、本論文）

Journal title:

Volume / year / ID（開始ページ）： / /

Article title:

Author (s)

申請者

氏名：

大学名、企業名、団体名：

所在地：

電話番号：

F a x 番号：

e-mail address：

公開にあたっては下記の事項を遵守いたします。

1. 本掲載先以外には掲載しない。
2. 本論文の営利目的の利用を行わない。

申請者署名： _____

機関リポジトリへの論文掲載許可書

様

本掲載先への本論文の掲載を許可します。

年 月 日

公益社団法人 〇〇学会 〇〇委員長

<別紙3>

○共同著作権に関する利用許諾の確認について

- ・共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない（著作権法第65条第2項）となっています。
- ・したがって、学外研究者も含めた全著者の許諾が必要となりますので、下記「**共著での許諾書**」を学位申請後速やかに提出してください。

共著での許諾書（見本）

<h2>同意書</h2>	
_____年__月__日	
立命館大学大学院 生命科学部研究科長 殿	
氏名： _____	印 _____
所属： _____	
私と共著（共同研究）の下記の論文を_____氏が貴研究科に対して学位論文審査のために提出することに同意します。なお、私は当該論文を博士学位の申請には過去において使用していないとともに、今後も使用いたしません。	
また、（どちらかにチェックを入れてください）	
<input type="checkbox"/> 本文全体を「立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン」にしたがって、「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」で公表することを承諾いたします。	
<input type="checkbox"/> 本文全体を公表することには承諾せず、代わりに学位申請者作成の「論文内容の要約」について「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」で公表することを承諾いたします。	
記	
(1) 論文名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
発表年月	○○○○年○○月
発表機関	学術雑誌名、巻、号、ページ：始頁－終頁
(2) 論文名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
発表年月	○○○○年○○月
発表機関	学術雑誌名、巻、号、ページ：始頁－終頁
以上	
※同意書は、論文目録に記した論文の共著者（共同研究者）が、当該論文を申請者の学位論文の内容とすることを承諾するとともに、共著者本人の学位論文内容とはしないことを誓約するためのものです。	
※自署の場合は印不要です。	
※印以降は削除してご使用ください。	

○個人情報に関する利用許諾の確認について

博士論文の中に個人情報が含まれている場合は、個人情報保護の観点から必ず個人情報を提供した個人や団体に対して、インターネット公表することについて許諾を得てください。なお、許諾を得ることが困難な場合は、学位申請をされた研究科事務室までご相談ください。 以 上

<別紙4>

立命館学術成果リポジトリ (R-Cube) 登録許諾書

年 月 日

立命館大学図書館長 殿

著作者氏名：

印

(自署の場合は印鑑不要)

所属(審査)研究科：

研究科

学生証番号：

(乙号の方は記入不要)

連絡先

TEL：

携帯電話：

e-mail：

論文題目	
種別	<input type="checkbox"/> 博士論文全文 <input type="checkbox"/> 一部を除いた論文 <input type="checkbox"/> 論文内容の要約および一部を除いた論文 <input type="checkbox"/> 論文内容の要約
論文(PDFデータ)提出日	年 月 日
電子公表の可否	上記博士論文の電子データについて「立命館学術成果リポジトリ」(R-Cube)に登録・保存し、インターネットの利用により公表することを許諾します。登録されたデータについては、「立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン」に従って運用されることを承認します。登録により生ずる下記についても併せて許諾します。 <ul style="list-style-type: none">・ 利用者が全文をダウンロード、印刷すること。・ 国立情報学研究所が実施する学術機関リポジトリ構築連携事業において収集・保存・提供されること。・ 国立国会図書館において収集・保存・提供されること。 公表時期 <input type="checkbox"/> 学位授与後 <input type="checkbox"/> 期日指定(学位授与日から 月 月以降) 備考：

<別紙6>

生命科学研究科における論文内容の要約について

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容の要約したもの（以下、論文内容の要約）等を公表することが認められています（博士学位申請時に提出する「博士論文要旨」とは異なりますので、ご注意ください）。博士論文全文に代えて、「その内容の要約」の公表を希望する場合は、「博士論文全文にかえて「論文内容」の要約を公表するための申請書」と「論文内容の要約」を学位審査の申請書類と同時に提出してください。

<要約の内容>

以下の6項目をすべて含んで簡潔にまとめられているものとする。

- ①題名
- ②全体要旨
- ③目的と章構成
- ④各章要約
- ⑤まとめ（結果・考察）
- ⑥主な引用文献・参考文献

<要約の分量>

A4用紙4枚以内（図表）

<提出形態>

論文内容の要約（PDF データおよび出力したもの1部）

博士論文全文にかえて「論文内容」の要約を公表するための申請書 1部

以上